

ながの結婚応援パスポート利用規約

(趣旨)

第1 この規約は、「ながの結婚応援パスポート事業実施要綱」(以下「要綱」という。)に基づき、新婚夫婦又は結婚等を予定しているカップルが利用登録を行い、各種サービスを受けるに当たり、必要な事項を定める。

(利用対象者)

第2 本事業は、新婚夫婦又は結婚等を予定しているカップルを対象とする。

(利用者の登録の手続)

第3 本事業の利用を希望する者は、次の各号に定める方法で、登録等を行うこととする。

(1) ながの電子申請サービスにより申込みを行う。

(2) 県が定めるウェブアプリケーションにより申込みを行う。

2 県は、前項第1号及び第2号に定める申込みを受けたときは、内容を確認し、パスポートを交付する。

3 県は、利用登録者が、第1項に定める申込みを行ったときに、県と利用登録者との権利義務関係について、この規約の内容に同意したものとみなす。

(パスポートの利用等)

第4 利用登録者は、協賛店舗等において特典を受けようとするときは、原則としてパスポートを提示することとする。ただし、協賛店舗等が提示を必要としない場合はこの限りではない。

2 パスポートは、利用登録者のみが利用できるものとし、それ以外の者に貸与又は譲渡することはできない。また、複製してはならない。

3 利用登録者は、登録内容に変更が生じたときや、パスポートを紛失又は毀損したときは、「ながの結婚応援パスポート利用登録申込書(兼再交付申込書)」(様式1)により、再登録の申込みを行うこととする。

(パスポートの有効期限)

第5 パスポートの有効期限は、次のとおりとし、期限を過ぎた場合は使用してはならない。

(1) 新婚夫婦については、結婚等した月の翌年同月末日を期限とする。

(2) 結婚等を予定するカップルについては、結婚等を予定する月の翌月末日を期限とする。

(パスポート利用の取り消し)

第6 県は、利用登録者が次の各号に該当する場合はパスポートの利用を取り消すことができる。

(1) この規約に違反した場合

(2) 虚偽の内容により申請を行った場合

(3) 有効利用期間を不正に延長した場合

(4) その他本事業の趣旨にそぐわないと認められる場合

2 前項の規定により利用登録を取り消した場合は、その後の再登録は認めない。

(個人情報の保護)

第7 県は、業務に係る個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、業務目的の達成のために必要な範囲内で収集することとし、本業務において知り得た個人情報については、法第69条第1項に基づき、各業務目的以外で使用しないこととする。

(保証の否認及び免責)

第8 ホームページ等における情報の掲載は、各協賛店舗等の協力により提供するものであり、県は掲載された情報の完全性、正確性、有用性等の保証を行うものではない。

2 県は、利用登録者と協賛店舗等との間の実際の取引等には一切関与しない。本事業に関連して利用登録者及び協賛店舗等に何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、県はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとする。

3 第1項及び第2項に規定するもののほか、本事業に関連して利用登録者と協賛店舗等、その他第三者との間で生じたトラブルに対し、県の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、県は一切免責されるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第9 利用登録者は、この規約に基づく自己の権利、義務の全部又は一部を、第三者に譲渡又は転貸、売買、名義変更、質権その他の担保に供する等の行為をしてはならないものとする。

(協議解決)

第10 この規約に定めのない事項又はこの規約の解釈に疑義が生じた場合には、協賛店舗等、利用登録者及び県が互いに信義誠実の原則に従って別途協議の上、速やかにこれを解決するものとする。

(規約の変更)

第11 この規約の内容は、必要に応じ、協賛店舗等及び利用登録者の事前の承諾を得ることなく、県において変更することがある。

(委任)

第12 この規約に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項は、別途定める

附則

この規約は、令和 4 年 6 月 9 日から施行する。

附則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、令和 7 年 10 月 15 日から施行する。